

議案第65号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|-----|--|--------------|-----|-------------------------|---|--|----|----|-----|--|--------------|-----|
| <p style="text-align: center;">（建築物の建蔽率の最高限度）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指扇地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グリーンクレスト岩槻地区地区整備</td> <td style="text-align: center;">都市計画法第20条第1項の規定により告示されたグリーンクレスト岩槻地区地区計画の区域</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 区域 | [略] | | 指扇地区地区整備計画区域 | [略] | グリーンクレスト岩槻地区地区整備 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示されたグリーンクレスト岩槻地区地区計画の区域 | <p style="text-align: center;">（建築物の建蔽率の最高限度）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第1（第3条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指扇地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 区域 | [略] | | 指扇地区地区整備計画区域 | [略] |
| 名称 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指扇地区地区整備計画区域 | [略] | | | | | | | | | | | | | | |
| グリーンクレスト岩槻地区地区整備 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示されたグリーンクレスト岩槻地区地区計画の区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指扇地区地区整備計画区域 | [略] | | | | | | | | | | | | | | |

備計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～24 [略]

25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

| 地区区分 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|---|-----|---|-----|---|-----|
| A地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 (土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | [略] | 150平方メートル (公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建築物で <u>公共公益上必要なもの</u> については、この限りでない。) | [略] |
| B-1地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 (土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | | 135平方メートル (公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建築物で <u>公共公益上必要なもの</u> については、この限りでない。) | |
| B-2地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表 | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 (土地区画整理事業にお | | 135平方メートル (公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建 | |

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～24 [略]

25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

| 地区区分 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|---|-----|---|-----|-----------|-----|
| A地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | [略] | 150平方メートル | [略] |
| B-1地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | | 135平方メートル | |
| B-2地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表 | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | | 135平方メートル | |

| | | |
|--|---|---|
| 示する B-2 地区を いう。) | 分公告後は、 適用しない。) [略] | 共公益上 必要なも のについ ては、こ の限りで ない。) |
| C-1 地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-1 地 区を いう。) | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 (<u>土地 区画整 理事業にお ける換地処 分公告後は、</u> 適用しない。) [略] | 150平 方メートル (<u>公衆 便所、巡 査派出所、 公共用歩 廊その他 これらに 類する建 築物で公 共公益上 必要なも のについ ては、こ の限りで ない。)</u> |
| C-2 地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-2 地 区を いう。) | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 (<u>土地 区画整 理事業にお ける換地処 分公告後は、</u> 適用しない。) [略] | 150平 方メートル (<u>公衆 便所、巡 査派出所、 公共用歩 廊その他 これらに 類する建 築物で公 共公益上 必要なも のについ ては、こ の限りで ない。)</u> |

| | | | |
|--|---|-------------------|--|
| 示する B-2 地区を いう。) | | | |
| C-1 地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-1 地 区を いう。) | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 [略] | 150平 方メー トル | |
| C-2 地区 (浦和 東部第 二北地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-2 地 区を いう。) | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 [略] | 150平 方メー トル | |

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

| 区分 地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|--|-----|---|-----|
| A地 区 (浦 和東部 第二中 地区地 区計画 の地区 整備計 | [略] | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 (<u>土地 区画整</u> | [略] | 200平 方メー トル (<u>公衆 便所、巡 査派出所、 公共用歩 廊その他 これらに</u> | [略] |

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

| 区分 地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|---|-----|-------------------|-----|
| A地 区 (浦 和東部 第二中 地区地 区計画 の地区 整備計 | [略] | 次の表の左 欄に掲げる 建築物の容 積率の区分 に応じ、同 表右欄に掲 げる数値 [略] | [略] | 200平 方メー トル | [略] |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------|
| <p>画図に表示するA地区をいう。)</p> | <p>理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>画図に表示するA地区をいう。)</p> | | |
| <p>B-1地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>B-1地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル</p> |
| <p>B-2地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>B-2地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル</p> |
| <p>C-1地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地画整理事業にお</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建</p> | <p>C-1地区 (浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル</p> |

| | | | | | | |
|--|---|---|--|---|-----------|--|
| 図に表示するC-1地区をいう。) | ける換地処分公告後は、適用しない。 [略] | 建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | 図に表示するC-1地区をいう。) | | | |
| C-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。 [略]) | 150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | C-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | 150平方メートル | |
| D-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。 [略]) | 150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | D-1地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | 150平方メートル | |
| D-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表 | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業にお | 135平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建 | D-2地区(浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表 | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | 135平方メートル | |

| | | | |
|---------------|--|----------------------|--------------------------|
| 示するD-2地区をいう。) | | 分公告後は、適用しない。) [略] | 共公益上必要なものについては、この限りでない。) |
|---------------|--|----------------------|--------------------------|

| | | | |
|---------------|--|--|--|
| 示するD-2地区をいう。) | | | |
|---------------|--|--|--|

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

| 区分地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|--|-----|---|-----|
| A地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | [略] | 200平方メートル(公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建築物で <u>共公益上必要なもの</u> については、この限りでない。) | [略] |
| B地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | | 150平方メートル(公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建築物で <u>共公益上必要なもの</u> については、この限りでない。) | |
| C-1地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | | 135平方メートル(公衆便所、 <u>巡查派出所</u> 、 <u>公共用歩廊</u> その他これらに類する建築物で <u>共公益上必要なもの</u> については、この限りでない。) | |

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

| 区分地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|---|-----|-----------|-----|
| A地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | [略] | 200平方メートル | [略] |
| B地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | | 150平方メートル | |
| C-1地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。) | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | | 135平方メートル | |

| | | |
|--|--|---|
| 備計画図に表示するC-1地区をいう。) | 理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | 類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) |
| C-2地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | 135平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) |

| | | | |
|--|---|--|-----------|
| 備計画図に表示するC-1地区をいう。) | | | |
| C-2地区(浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | | 135平方メートル |

28~37 [略]

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

| 地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|--|-----|---|-----|
| A地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。) [略] | [略] | 150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | [略] |
| B地区(岩槻南部新和西地区地区計画 | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲 | | 150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩 | |

28~37 [略]

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

| 地区 | ア | イ | ウエ | オ | カ |
|--|-----|---|-----|-----------|-----|
| A地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。) | [略] | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | [略] | 150平方メートル | [略] |
| B地区(岩槻南部新和西地区地区計画 | | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲 | | 150平方メートル | |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|--|------------------|--|
| <p>の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p> | <p>げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)</p> | <p>げる数値</p> <p>[略]</p> | | |
| <p>C地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>C地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル</p> | |
| <p>D1地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するD1地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。)</p> | <p>D1地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するD1地区をいう。)</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> <p>[略]</p> | <p>150平方メートル</p> | |
| <p>D2地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(</p> | <p>150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他</p> | <p>D2地区(岩槻南部新和西地区地区計画の地</p> | <p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値</p> | <p>150平方メートル</p> | |

| | | | | | | |
|---|--|---|---|---|-----------|--|
| 区整備計画図に表示するD2地区をいう。) | 土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。 [略] | これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | 区整備計画図に表示するD2地区をいう。) | [略] | | |
| E地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。 [略]) | 200平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | E地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | 200平方メートル | |
| F地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。 [略]) | 150平方メートル(公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なものについては、この限りでない。) | F地区(岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。) | 次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値 [略] | 150平方メートル | |
| 39~61 [略] | | | 39~61 [略] | | | |

別表第2に次のように加える。

62 グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域

| 区分 地区 | ア | イ | ウ | エ | オ | カ |
|----------|-----------|---|----|-------------------|------|-------|
| グリーン | 次に掲げる用途に供 | | 10 | 1メートル(建築物の外壁等の面から | 130平 | 9メートル |

| | | | | | |
|------------------------------|--|-----|--|-------|----------------------|
| ンクレスト岩槻地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区 | <p>する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号に規定するもの(長屋を除く。)</p> <p>(2) 令第130条の3第1号、2号(食堂又は喫茶店を除く。)、第3号及び第6号に規定するもの</p> <p>(3) 自治会館</p> <p>(4) 保育所</p> <p>(5) 診療所(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)</p> <p>(6) 令第130条の5の2第2号に規定するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p> | 分の6 | 敷地境界線までの距離とする。ただし、敷地境界線からの距離が1メートル未満の建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの、若しくは出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けていないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満であるものを除く。) | 方メートル | (軒の高さは6.5メートル以下とする。) |
|------------------------------|--|-----|--|-------|----------------------|

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。